

政務活動費について
別冊 《 関係法令 》

令和6年4月1日

大 分 県 議 会

目 次

1	地方自治法（抜粋）	3
2	大分県政務活動費の交付に関する条例	4
3	大分県政務活動費の交付に関する規程	1 1
4	大分県政務活動費の交付に関する規程第6条第2項及び第3項の規定に基づく収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関する要綱	2 1
5	大分県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抜粋）	2 3
6	大分県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（抜粋）	2 6
7	大分県情報公開条例（抜粋）	2 9
8	公職選挙法（抜粋）	3 1

地 方 自 治 法 (抜 粋)

昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号
改正 平成 12 年 5 月 31 日法律第 89 号
改正 平成 14 年 3 月 30 日法律第 4 号
改正 平成 20 年 6 月 18 日法律第 69 号
改正 平成 24 年 9 月 5 日法律第 72 号
改正 令和 5 年 5 月 8 日法律第 19 号

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

第 100 条

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

大分県政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日大分県条例第 24 号
改正 平成 14 年 3 月 29 日大分県条例第 37 号
改正 平成 19 年 12 月 20 日大分県条例第 52 号
改正 平成 20 年 9 月 2 日大分県条例第 34 号
改正 平成 25 年 2 月 28 日大分県条例第 1 号
改正 令和 2 年 12 月 18 日大分県条例第 51 号
改正 令和 5 年 3 月 23 日大分県条例第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、大分県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、大分県議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第 2 条 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第 3 条 政務活動費は、大分県議会の会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し交付する。

(政務活動費の額等)

第 4 条 政務活動費の額は、1 月につき、30 万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員の数とする。

3 各会派の所属議員の数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(会派の届出)

第 5 条 会派の代表者は、会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、政務活動費経理責任者を定め、その旨を議長（一般選挙後、議長が選任されるまでの間は、事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。ただし、大分県議会会議規則（昭和 40 年大分県議会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項又は第 6 項の規定によりその旨の届出をした場合は、この限りでない。

2 会派の代表者は、前項の規定による届出の記載事項に変更が生じたときは、その旨を議長に届け出なければならない。ただし、規則第 4 条第 6 項の規定によりその旨の届出をした場合は、この限りでない。

3 会派の代表者は、会派を解散したときは、その旨を議長に届け出なければならない。ただし、規則第 4 条第 6 項の規定によりその旨の届出をした場合は、

この限りでない。

(知事への通知)

第6条 議長は、毎年度4月1日における会派の状況について、同月5日までに知事に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定により通知した会派の状況に変更が生じたときは、その内容を速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派について、政務活動費の交付の決定(変更の決定を含む。)を行い、会派の代表者に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者は、前条の規定による通知を受けた後、毎月10日までに、当該月分の政務活動費の交付を知事に請求するものとする。

2 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(収支報告書)

第9条 会派の代表者は、毎年度4月30日までに、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別記様式により議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書には、当該報告書に記載された政務活動費に係る支出について、その内容を証すべき会計帳簿、調査研究報告書及び領収書(以下「会計帳簿等」という。)の写しを添付するものとする。ただし、領収書を徴することが困難と認められる場合には、議長が別に定める書類をもって代えることができる。

3 会派の代表者は、会派が解散した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書及び会計帳簿等の写しを、別記様式により解散した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

4 議長は、前3項の規定により収支報告書及び会計帳簿等の写しが提出されたときは、収支報告書の写しを知事に送付する。

(政務活動費の返還)

第10条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において行った支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除してなお残余があるときは、当該残余の額の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 第9条の規定により提出された収支報告書及び会計帳簿等の写しは、これを受領した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧を請求することができる。

3 議長は、前項の規定による請求があった場合において、会計帳簿等の写しに、以下の各号に定める情報が記録されているときは、その部分を除き請求者の閲覧に供するものとする。

- 一 大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号）第7条各号に掲げる情報
- 二 会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの
- 三 その他前二号に類するものとして議長が別に定める情報

（透明性の確保）

第12条 議長は、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第37号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第52号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大分県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条による改正後の大分県議会議員の報酬及び費用弁償条例は、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成25年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の大分県政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第4条の規定により提出されている会派の届出は、この条例による改正後の第5条の規定により提出された会派の届出とみなす。

附 則（令和 2 年条例第 51 号）抄
（施行期日）

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年条例第 13 号）抄
（施行期日）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施（共同開催を含む。）に必要な経費並びに他団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	会派における各種会議、住民相談会等に要する経費及び他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	会派が行う活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別記様式（第9条関係）（その1）

年 月 日

大分県議会議長 殿

会派名
代表者

年度政務活動費に係る収支報告について

大分県政務活動費の交付に関する条例第9条第1項（第3項）に基づき、
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

(その2)

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

項 目	収 入 額 (円)	備 考
政 務 活 動 費		
雑 入		
合 計		

2 支 出

項 目	支 出 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 額

_____ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

大分県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日大分県議会規則第2号
平成20年1月15日大分県議会規則第1号
平成25年2月28日大分県議会規則第1号
平成29年3月30日大分県議会規則第1号
令和2年12月18日大分県議会規則第3号
令和3年3月31日大分県議会規則第2号
令和5年3月23日大分県議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県政務活動費の交付に関する条例(平成13年大分県条例第24号。以下「条例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し、必要な細則を定めるものとする。

第2条 削除

(政務活動費の請求)

第3条 条例第8条第1項の政務活動費の請求は、別記様式第4号によるものとする。

(会計帳簿等の写し)

第4条 条例第9条第2項の会計帳簿等の写しについては、以下のとおりとする。

一 会計帳簿

別記様式第5号によるものとする。

二 調査研究報告書

別記様式第6号によるものとする。

三 領収書

領収書については、その写しを別記様式第7号に貼付し、必要事項を記載したものを添付する。

2 条例第9条第2項ただし書の議長が別に定める書類は、以下のとおりとする。

一 口座振込依頼書又は納入通知書の写し

二 支払証明書

別記様式第8号又は第9号によるものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第5条 会派の政務活動費経理責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで

保存しなければならない。

(収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧)

第6条 条例第11条第2項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧は、当該報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、条例第11条第2項の規定による収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成20年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の大分県政務調査費の交付に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成25年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の大分県政務調査費の交付に関する規程の規定により交付されたこの規程の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成29年議会規則第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の大分県政務活動費の交付に関する規程の規定により交付されたこの規程の施行の日の属する月前の月分までの政務活動費については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日) (令和2年議会規則第3号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和3年議会規則第2号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日) (令和5年議会規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第 1 号から別記様式第 3 号まで 削除

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

会派名

代表者

年度 月分政務活動費請求書

大分県政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり 月分政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円
(300,000 円×所属議員数)

政務活動費（県外・海外）調査研究報告書

会 派 名

日 程	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
場 所	
相 手 方	
参加議員 氏 名	
目的・内容 ・成果等	(目的)
	(内容)
	(成果)

※ 海外の場合、行程表、詳細報告等を添付すること。

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号			
領収書その他の証拠書類の添付欄			
事業名、使途及び内容等			
あん分による充当の場合			
あん分の率（ ）			
あん分による政務活動費の充当額（ 円）			
一部のみ打切り充当した場合			
政務活動費充当額（ 円）			

政務活動費支払証明書

(単位：円)

使途項目	支出年月日	政務活動費 充当額	支出先	内容及び領収書を徴することができない理由	備考

上記のとおり相違ないことを証明します。

会派名
証明者名

※ 領収書を徴することができない理由として、領収書の紛失をあげるとは認められません。

大分県政務活動費の交付に関する規程第6条第2項及び第3項の規定に
基づく収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関する要綱

制定 平成13年 3月30日
改正 平成19年12月20日
改正 平成25年 2月28日
改正 令和3年 7月20日

(閲覧場所)

第1条 大分県政務活動費の交付に関する規程(平成13年大分県議会規則第2号。以下「規則」という。)第6条第2項の議会事務局長が指定する場所(以下「閲覧コーナー」という。)は、大分県議会事務局内とする。

(閲覧時間)

第2条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(閲覧業務を行わない日等)

第3条 閲覧業務を行わない日は、県の休日とする。

2 前項に定める日のほか、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

(閲覧手続)

第4条 収支報告書及び会計帳簿等の写しを閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、係員に申し出るものとする。

(閲覧方法)

第5条 閲覧者は、係員の指示に従い、収支報告書及び会計帳簿等の写しを書架から自由に取り出して閲覧することができる。この場合において閲覧した収支報告書及び会計帳簿等の写しは、元の場所に戻さなければならない。

(複写の禁止)

第6条 閲覧者は、収支報告書及び会計帳簿等の写しを複写することができない。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 閲覧者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 閲覧コーナーには、カメラ、コピー機器、危険物等他の閲覧者の迷惑になるものを持ちこまないこと。
- 2 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙等他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- 3 その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の中止)

第8条 議長は、閲覧者が規則又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の大分県政務調査費の交付に関する規程第7条第2項及び第3項の規定に基づく収支報告書及び会計帳簿等の写しの閲覧に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

大分県議会に係る手続等における情報通信 の技術の利用に関する条例（抜粋）

令和6年3月29日大分県条例第27号

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 条例等 条例（大分県議会委員会条例（昭和40年大分県条例第10号）を除く。）並びに議会又は議長の定める規則及び規程（大分県議会会議規則（昭和40年大分県議会規則第1号）、大分県議会傍聴規則（昭和51年大分県議会規則第1号）及び大分県議会委員会傍聴規則（平成13年大分県議会規則第3号）を除く。）をいう。
- 二 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- 三 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- 四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- 五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき議会又は議長若しくは議員若しくは議会の事務局の職員であって条例等の規定により独立に権限を行使することを認められたもの（以下「議会等」という。）に対して行われる通知をいう。
- 六 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき議会等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- 七 縦覧等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- 八 作成等 条例等の規定に基づき議会等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- 九 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 （略）

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 (略)

4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

5 (略)

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のために必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

※ 大分県政務活動費の交付に関する条例の規定により行われる手続等を本条例（大分県議会デジタル手続条例）第2条第5号～第8号の「手続等」に当てはめると、次のようになる。	
大分県政務活動費の交付に関する条例の規定による手続	議会デジタル手続条例第2条第5号～第8号の「手続等」
第5条の規定による会派の届出等	第5号「申請等」
第6条の規定による会派の状況の通知	第6号「処分通知等」
第7条の規定による政務活動費の交付の決定	注1
第8条の規定による政務活動費の交付の請求	注2
第9条第1項・第3項の規定による収支報告（書の提出）	第5号「申請等」 注3
第9条第4項の規定による収支報告書の写しの送付	第6号「処分通知等」
第10条の規定による政務活動費の返還命令	注1
第11条第1項の規定による収支報告書等の保存	第8号「作成等」
第11条第2項の規定による収支報告書等の写しの閲覧請求	注4
第11条第3項の規定による収支報告書等の写しの閲覧	第7号「縦覧等」
注1 第7条の規定による政務活動費の交付の決定及び第10条の規定による政務活動費の返還命令は、知事が行うものであるため、議会デジタル手続条例第2条第6号の「処分通知等」ではなく、「大分県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年大分県条例第3号。以下「大分県デジタル手続条例」という。）」第2条第7号の「処分通知等」に該当する。	
注2 第8条の規定による政務活動費の交付の請求は、知事に対して行われるものであるため、議会デジタル手続条例第2条第5号の「申請等」ではなく、大分県デジタル手続条例第2条第6号の「申請等」に該当する。	
注3 政務活動費の収支報告は、地方自治法第100条第15項の規定により、書面又は電磁的記録のいずれによってもよいこととされている。	
注4 県議会ホームページ上で自由な閲覧に供されている収支報告書等の写し（電磁的記録）を閲覧する場合には、第11条第2項の規定による収支報告書等の写しの閲覧請求をする必要がない。	

大分県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（抜粋）

令和6年3月29日大分県議会議長告示第3号

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 申請等を行う者又は議会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

三 識別符号 利用者識別のための符号をいう。

四 暗証符号 利用者情報の機密保持のため、利用者自身で管理する符号をいう。

（申請等に係る電子情報処理組織）

第3条 条例第3条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、次に掲げる事項を、議長の定めるところにより、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。ただし、当該申請等を行う者が第2号に掲げる事項を入力することに代えて、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一 議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項

二 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項ただし書の規定により書面等を提出する場合は、申請等を行った後速やかに、当該書面等を提出しなければならない。

3 第1項の規定により申請等を行う者は、あらかじめ申請等を行う者の氏名又は名称、識別符号、暗証符号その他必要な事項を登録しなければならない。

4 電子情報処理組織を使用して申請等（議長が電子署名を要することとしている

ものに限る。)を行う者は、第1項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。)であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

- 一 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- 二 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- 三 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省/法務省/経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書
- 四 前3号に掲げるもののほか、別に議長が指定する電子証明書

5・6 (略)

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第6条 条例第4条第1項に規定する議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 議会等は、条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対し処分通知等を行う場合は、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 2 前項の場合のほか、議会等は、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。
- 3 議会等は、前2項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に関する条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録するものとする。
- 4 議会等は、処分通知等を受ける者が当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となったときから24時間以内に当該処分通知等を記録しない場合その他議長が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 条例第4条第1項ただし書に規定する議長が定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第6条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録による縦覧等)

第10条 議会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合においては、インターネットを利用する方法、議会の事務局に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を出力した書面を縦覧する方法によるものとする。

(電磁的記録による作成等)

第11条 議会等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行う場合においては、当該作成等に係る情報を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法によるものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第12条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、第4条第1項各号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって同条第4項各号に掲げるもののいずれかと併せてこれを送信すること又は同条第3項に規定する識別符号及び暗証符号を入力することとする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、第7条第3項に規定する情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することとする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものは、電磁的記録により作成等を行った情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を付することとする。

(その他の手続等)

第13条 議会等に係る手続等(条例第3条から第8条までの規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定の例による。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

大分県情報公開条例（抜粋）

平成 12 年 12 月 22 日大分県条例第 47 号

（公文書の公開義務）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び地方公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「公務員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（実施機関が定める警察職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ニ 当該個人が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 3 項の規定に基づき知事が調査権等を有する法人（実施法人を除く。）の役員又は職員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報（ホにおいて「法人役員等職務遂行情報」という。）であるときは、当該情報のうち、当該役員又は職員の職及び氏名（実施機関が定める法人の役員又は職員の氏名を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

ホ 当該個人が実施機関が行う交際の事務又は会議、協議、交渉その他の事務で実施機関が定める予算科目の予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報を公にしても、当該個人の権利利益が害されるおそれがないときは、当該情報（公務員等職務遂行情報及び法人役員等職務遂行情報を除く。）のうち、当該個人の役職及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営

- む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 三 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 四 県の機関(実施法人を含む。以下同じ。)内部若しくは機関相互間又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人若しくは地方公社との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 五 県の機関、国等の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 県若しくは国等が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は地方公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- 六 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

公 職 選 挙 法 (抜粋)

昭和 25 年 4 月 15 日法律第 100 号

(公職の候補者等の寄附の禁止)

- 第 199 条の 2 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この条において「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域。以下この条において同じ。）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び第 199 条の 5 第 4 項各号の区分による当該選挙ごとに当該各号に定める期間内に行われるものを除く。以下この条において同じ。）に関し必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。以下この条において同じ。）としてする場合は、この限りでない。
- 2 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対してする場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする場合は、この限りでない。
 - 3 何人も、公職の候補者等に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。
 - 4 何人も、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者に対して、これを勧誘し、又は要求してはならない。ただし、当該公職の候補者等の親族に対する寄附を勧誘し、又は要求する場合及び当該公職の候補者等が専ら政治上の主義又は施策を普及するために行う講習会その他の政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償としてする寄附を勧誘し、又は要求する場合は、この限りでない。

(後援団体に関する寄附等の禁止)

第 199 条の 5 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの(以下「後援団体」という。)は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附(花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第 4 項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。)をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の総会その他の集会(後援団体を結成するための集会を含む。)又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第 4 項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域)内にある者に対し、饗応接待(通常用いられる程度の食事の提供を除く。)をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)は、第 199 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、次項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む。)に係る後援団体(政治資金規正法第 19 条第 2 項の規定による届出がされた政治団体を除く。)に対し、寄附をしてはならない。

4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日前 90 日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間

二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前 90 日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間

三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日前 90 日に当たる日(第 34 条の 2 第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前 90 日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日)から当該選挙の期日までの間

四 衆議院議員又は参議院議員の再選挙(統一対象再選挙を除く。)にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき(第 33 条の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項に規定する遅い方の事由が生じたとき)その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間

五 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙にあつては、当

該選挙を行うべき事由が生じたとき（第 33 条の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 2 項から第 5 項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日（同条第三項の規定によるものについては、参議院議員の任期満了の日）前 90 日に当たる日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間

六 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第 34 条第 4 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間